

## 特例介護給付費の請求について

特例介護給費とは、介護給付費の支給申請をしている障害者の方が、緊急やむをえない理由により、介護給付費の支給決定前にサービスを利用した場合、支給決定された範囲内で、介護給付費と同じ報酬を支払うものです。請求は電子請求できないため、紙媒体にて名古屋市に提出します。

### (1) 提出物

- ① 請求書（各サービスの様式を使用）
  - ② 明細書（各サービスの様式を使用）
  - ③ 実績記録票の写し（サービス提供者名及び利用者確認を受けたものの写し）
  - ④ 特例介護給付費代理受領委任状（正、副）（区役所から申請者に交付されます）
  - ⑤ 口座振替申込書
  - ⑥ 委任状
- }（初回請求時及び口座等に変更があった場合に提出が必要）

各様式はウェルネットなごやの以下に掲載されています。

ウェルネットなごや>事業者の方へ>障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等>請求事務について>令和3年4月～提供分>様式等ダウンロード

### 請求書等作成手順

- ・事業所で国保連へ電子請求する際使用している請求ソフト（国保連の簡易入力ソフト等）に受給者の支給決定、契約内容等の基本情報を仮に入力します。
- ・該当年月のサービス提供実績を入力し請求算定し実績記録票、明細を作成します。
- ・請求ソフト独自の様式（確認リスト等）にて印刷します。
- ・ウェルネットなごやに掲載の請求書、明細書及び該当サービスの実績記録票の様式に転記します（手書き可）。
- ・コピー等行い完成させます。

※契約内容報告書の提出は不要です。初回加算は要件を満たせば請求できます。

### (2) 請求書類提出先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課 認定支払係

### (3) 受付期間

毎月 1 日～15 日（15 日消印有効）

### (4) 連絡先

健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課 認定支払係

TEL : 052-972-2602